

○福島県児童福祉法施行細則

昭和二十七年四月十一日

福島県規則第二十二号

最終改正 平成二九年一月三十一日規則第五号

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）の施行に係る
手続等については、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」とい
う。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）
その他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(指定保育士養成施設の指定の申請書)

第一条の二 政令第五条第二項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。この場合
において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(指定保育士養成施設の指定の申請書の記載事項変更申請書)

第一条の三 政令第五条第三項の規定による申請をしようとする場合は、知事が別に定
める申請書により行うものとし、当該申請書による申請に当たっては、知事が別に定
める書類を添えなければならない。

(指定保育士養成施設の指定の申請書の記載事項変更届出書)

第一条の四 政令第五条第四項の規定による変更の届出をしようとする場合は、知事が
別に定める届出書により行うものとし、当該届出書による届出に当たっては、知事が
別に定める書類を添えなければならない。

(指定保育士養成施設の報告書)

第一条の五 政令第五条第五項の規定による報告をしようとする場合は、知事が別に定
める報告書により行うものとし、当該報告書による報告に当たっては、知事が別に定
める書類を添えなければならない。

(指定保育士養成施設の指定の取消申請書)

第一条の六 政令第五条第七項の指定の取消しを求めようとする場合は、知事が別に定
める申請書により行うものとし、当該申請書による申請に当たっては、知事が別に定
める書類を添えなければならない。

(療育の給付の申請)

第二条 規則第十条第一項の規定により療育の給付の申請をしようとする者(郡山市及びい
わき市に居住する者を除く。)は、療育給付申請書（第一号様式）を、居住地を管轄する

福島県保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、療育給付申請書には、世帯調書（第二号様式）及び指定療育機関の担当医師の作成に係る療育意見書（第三号様式）及び所得を証明することができる証明書等を添えなければならない。

（療育券の再交付）

第三条 療育券（規則第十条第二項に規定するもの。以下同じ。）の交付を受けた者は、療育券を破り、汚し、又は失つたときは、療育券の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、療育券再交付申請書（第四号様式）を、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

（小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請等）

第四条 法第十九条の三第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。）は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）（第五号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。以下単に「医療費支給認定保護者」という。）が法第十九条の五第一項の規定により医療費支給認定の変更を申請しようとする場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書（第五号様式の二）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 規則第七条第三項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給申請書（第五号様式の三）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

4 規則第七条の九第三項の届出書は、知事が別に定める届出書とする。当該届出書による届出に当たっては、知事が別に定める書類を添えて、当該居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

5 規則第七条の二十三第一項の規定により医療受給者証の再交付の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費受給者証再交付申請書（第六号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定）

第五条 法第二十一条の五の十五第一項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定の申請をしようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条の五の十五第一項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定の申請をしようとする者は、法第二十一条の五の十五第二項各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請の場合にあつては、第七号を除く。）のいずれにも該当しない旨を、知事が別に定める届出書により、前項の申請書に併せて提出しなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の標示）

第五条の二 法第二十一条の五の十五第一項の規定により法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定障害児通所支援事業者の変更等の届出）

第五条の三 法第二十一条の五の十九第一項の規定による同項に規定する変更の届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

2 法第二十一条の五の十九第一項の規定による同項に規定する事業の再開の届出又は同条第二項の規定による同項に規定する事業の廃止若しくは休止の届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

（指定障害児通所支援事業者に係る公示）

第五条の四 法第二十一条の五の二十四の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定障害児通所支援事業者の事業所の名称及び所在地
- 二 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- 四 障害児通所支援事業の種類
- 五 その他知事が必要と認める事項

（助産施設入所申込書）

第六条 法第二十二条第二項の申込書は、助産施設入所申込書（第七号様式）とし、助産施設における助産の実施を希望する妊産婦の居住地又は現在地を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

（母子生活支援施設入所申込書）

第七条 法第二十三条第二項の申込書は、母子生活支援施設入所申込書（第八号様式）とし、母子生活支援施設における保護の実施を希望する保護者の居住地又は現在地を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

(施設給付決定の申請書)

第八条 規則第二十五条の七第一項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。この場合において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(申請内容の変更の届出書)

第九条 規則第二十五条の七第七項の届出書は、知事が別に定める届出書とする。この場合において、当該届出書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(施設受給者証の再交付の申請書)

第九条の二 規則第二十五条の七第十項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。この場合において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(高額障害児施設給付費支給の申請書)

第九条の三 規則第二十五条の十七第一項の申請書は、知事が別に定める届出書とする。この場合において、当該届出書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(特定入所障害児食費等給付費支給の申請書)

第九条の四 規則第二十五条の十九第一項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。この場合において、当該申請書には、知事が別に定める書類を添えなければならない。

(指定障害児入所施設の指定)

第九条の五 法第二十四条の九第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定の申請をしようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第二十四条の九第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定の申請をしようとする者は、法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（第七号を除く。）のいずれにも該当しない旨を、知事が別に定める届出書により、前項の申請書に併せて提出しなければならない。

(指定障害児入所施設の標示)

第九条の六 法第二十四条の九第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る施設の見やすい場所に標示するものとする。

(指定障害児入所施設の申請事項の変更の届出)

第九条の七 法第二十四条の十三の規定による変更の届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

(指定障害児入所施設の指定の辞退の届出)

第九条の八 法第二十四条の十四の規定により指定を辞退しようとする者は、知事が別に定める届出書により届け出るものとする。

(指定障害児入所施設に係る公示)

第九条の九 法第二十四条の十八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定障害児入所施設の名称及び所在地
- 二 指定障害児入所施設の設置者の名称
- 三 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- 四 障害児入所施設の種類
- 五 その他知事が必要と認める事項

(申請書等の経由)

第九条の十 第五条第一項及び第九条の五第一項に規定する申請書又は第五条の三第一項及び第二項、第九条の七並びに第九条の八に規定する届出書は、申請又は届出に係る指定障害者通所支援事業者の事業所又は指定障害者入所施設の所在地を管轄する福島県保健福祉事務所の長(指定障害者通所支援事業者の事業所又は指定障害者入所施設の所在地がいわき市にある場合にあつては、福島県いわき地方振興局長)を経由して知事に提出しなければならない。

(児童相談所長の指導措置)

第十条 法第二十六条第一項第二号の規定により、児童福祉司若しくは児童委員に児童若しくはその保護者を指導させ、又は県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十六項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業(以下「障害者等相談支援事業」という。)を行う者に児童若しくはその保護者の指導を委託する措置を採るときは、福島県児童相談所長(以下「児童相談所長」という。)は、指導を担当する児童福祉司若しくは児童委員又は指導の委託を受ける児童家庭支援センター若しくは障害者等相談支援事業を行う者の住所、氏名又は名称及びその指導に付する旨を児童又はその保護者に告げなければならない。

- 2 児童に対し、前項の措置を採るときは、児童相談所長は、児童の保護者の立会いを求めなければならない。ただし、保護者がいないとき、又は立会いを求めることが不適当なときは、この限りでない。

(保健福祉事務所等の指導措置)

第十一条 前条の規定は、法第二十五条の八第二号の規定により保健福祉事務所長がその保健福祉事務所の知的障害者福祉司若しくは社会福祉主事に児童若しくはその保護者を指

導させる場合又は法第二十七条第一項第二号の規定により知事が児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事若しくは児童委員に児童若しくはその保護者を指導させ、若しくは県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは県以外の障害者等相談支援事業を行う者に児童若しくはその保護者の指導を委託する場合について準用する。

(児童又はその保護者への通知)

第十二条 知事が、法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定により、児童を乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下この条において「施設」という。）に入所させ、又は児童につき指定発達支援医療機関に治療等の委託をする措置を採ろうとするときは、入所させようとする施設又は治療等の委託をしようとする指定発達支援医療機関及び在所中又は委託されている間の費用に関する事項について、児童又はその保護者に告げなければならない。法第三十一条第三項に規定する変更の措置を採ろうとするときも、同様とする。

2 第十条第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(入所児童の死亡及び措置の解除、停止又は変更届出)

第十三条 児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長が、規則第二十七条の規定により行う届出は、児童福祉法施行規則第二十七条による届出書（第九号様式）による。

(里親認定申請書)

第十三条の二 規則第三十六条の四十一第一項又は第二項の申請書は、里親認定申請書（第十号様式）とする。

(里親資格喪失の届出)

第十三条の三 規則第三十六条の四十三第一項の規定による届出は、里親資格喪失届出書（第十一号様式）により行うものとする。

(里親登録事項の変更の届出)

第十三条の四 規則第三十六条の四十三第二項の規定による届出は、里親登録事項変更届出書（第十一号様式の二）により行うものとする。

(里親登録の消除の申出)

第十三条の五 規則第三十六条の四十四第一項第一号の申出は、里親名簿登録消除申出書（第十一号様式の三）により行うものとする。

(里親登録の更新の申請)

第十三条の六 規則第三十六条の四十六第一項の申請は、里親登録更新申請書（第十二号様式）により行うものとする。

(申請書等の経由)

第十四条 第十三条の二から第十三条の六までに規定する申請書、届出書又は申出書は、当該申請書、届出書又は申出書を提出しようとする者の住所地を管轄する児童相談所長を経由して知事に提出しなければならない。

(養子縁組里親及び親族里親の認定等)

第十五条 規則第一条の三十三第二項各号に掲げる者に係る認定等については、別に定める。

(身分を証する証票)

第十五条の二 法第二十九条に規定する証票は、第十三号様式による。

(児童を同居させた者の届出書)

第十五条の三 規則第三十四条の二の規定による届出は、同居児童の届出書(第十四号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(児童との同居をやめた者の届出書)

第十五条の四 規則第三十四条の三の規定による届出は、同居をやめた届出書(第十五号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(一時保護後の処置)

第十五条の五 児童相談所長が、法第三十三条第一項又は第二項の規定により、一時保護を加え又は加えさせたときは、速やかに、一時保護の開始の期日及び場所を明示して、その旨を児童の保護者に通知しなければならない。

(一時保護施設の運営)

第十五条の六 児童相談所長又は一時保護の委託を受けた者は、児童を一時保護する場所において、その性別、年齢等につき、必要な考慮を払わなければならない。

(一時保護児童の所持物の売却の方法)

第十五条の七 法第三十三条の二の二第二項の規定により、売却を必要とする物で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競買人がない物については、この限りでない。

2 前項に規定する公告は、競売に付する物の名称、種類、数量、形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記して七日間当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。

(公告の方法)

第十五条の八 法第三十三条の二の二第四項に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形

状及び児童がその物を所持するに至つた経緯等その物を知るに足る事項を記して十四日間当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、福島県報に掲載して行うものとする。

(遺留物の準用規定)

第十五条の九 前二条の規定は、法第三十三条の三第二項において準用する法第三十三条の二の二第二項の規定による売却及び同条第四項の規定による公告について、これを準用する。

(障害児通所支援事業等の開始の届出)

第十五条の九の二 法第三十四条の三第二項の規定による届出は、知事が別に定める届出書を所轄の保健福祉事務所長（いわき市の区域に係るものにあつては、福島県いわき地方振興局長。次条から第二十二条までにおいて同じ。）を経由して知事に提出して行わなければならない。

(障害児通所支援事業等の変更の届出)

第十五条の九の三 法第三十四条の三第三項の規定による変更の届出は、知事が別に定める届出書を所轄の保健福祉事務所長を経由して知事に提出して行わなければならない。

(障害児通所支援事業等の廃止又は休止の届出)

第十五条の九の四 法第三十四条の三第四項の規定による廃止又は休止の届出は、知事が別に定める届出書を所轄の保健福祉事務所長を経由して知事に提出して行わなければならない。

(児童自立生活援助事業等の開始の届出書)

第十五条の十 法第三十四条の四第一項の規定により、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を開始しようとする者は、第十五号様式の二による届出書を、所轄の保健福祉事務所長を経て知事に提出しなければならない。

(児童自立生活援助事業等の変更の届出書)

第十五条の十一 法第三十四条の四第二項の規定により、同条第一項の規定により届け出た事項を変更した者は、第十五号様式の三による届出書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

(児童自立生活援助事業等の廃止又は休止の届出書)

第十五条の十二 法第三十四条の四第三項の規定により、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとする者は、第十五号様式の四による届出書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

(児童福祉施設設置の届出)

第十六条 法第三十五条第三項の規定により、児童福祉施設を設置しようとする市町村は、第十六号様式による届出書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

(児童福祉施設設置の認可申請)

第十七条 規則第三十七条第二項の規定により、児童福祉施設の設置の認可を受けようとする者は、第十七号様式による認可申請書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

(児童福祉施設の変更届出)

第十八条 規則第三十七条第四項の規定により、児童福祉施設を変更しようとする市町村は、第十八号様式による届出書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

第十九条 規則第三十七条第六項の規定により、児童福祉施設を変更しようとする者は、第十九号様式による届出書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

(児童福祉施設の廃休止届出)

第二十条 法第三十五条第十一項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとする市町村は、第二十号様式による届出書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

(児童福祉施設の廃休止承認申請)

第二十一条 規則第三十八条第二項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとする者は、第二十一号様式による承認申請書を、所轄の保健福祉事務所長を経て、知事に提出しなければならない。

(申請書及び届出書の進達)

第二十二条 前六条の規定による申請書又は届出書の提出があつた場合、保健福祉事務所長は、意見を付して知事に進達するものとする。

(養子縁組の許可申請)

第二十三条 規則第三十九条の規定により、児童福祉施設の長が、縁組の承諾をしようとするときは、第二十二号様式による許可申請書を、児童相談所長を経て知事に提出しなければならない。

(公私連携型保育所設置の届出書)

第二十三条の二 法第五十六条の八第一項の規定により、市町村長から公私連携保育法人の指定を受けた法人が公私連携型保育所を設置するに当たり、同条第三項の規定による届出を行おうとするときは、知事が別に定める届出書を、当該市町村長を経由して所轄の保健福祉事務局長を経て、知事に提出しなければならない。

(公私連携型保育所の廃休止承認申請)

第二十三条の三 法第五十六条の八第六項の規定により、公私連携型保育所を廃止又は休止しようとする者は、知事が別に定める承認申請書を、所轄の保健福祉事務局長を経て、知事に提出しなければならない。

(公私連携型保育所の申請書及び届出書の進達)

第二十三条の四 前二条の規定による申請書又は届出書の提出があつた場合、保健福祉事務局長は、意見を付して知事に進達するものとする。

(費用の基準)

第二十四条 次に掲げる費用の基準は、別にこれを定める。

一 法第二十二条、第二十三条、第二十七条第一項第三号及び同条第二項に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
- 2 児童福祉法施行細則（昭和二十三年福島県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則（昭和二八年規則第七一号）

この規則は、昭和二十八年八月一日から適用する。

附 則（昭和二九年規則第一二二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和三三年規則第四七号）抄

- 1 この規則は、昭和三十三年六月二十日から施行する。

附 則（昭和三三年規則第七七号）

- 1 この規則は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、第十九条の規定は、昭和三十二年十月十日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の規定により当該機関に対して行つた申請、登録、届出その他の手続及び当該機関から与えられた許可、認可その他の処分は、この規則の相当規定により当該機関に対して行つた申請、登録、届出その他の手続

及び当該機関から与えられた許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（昭和三四年規則第九三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十月一日から適用する。

附 則（昭和三五年規則第八八号）抄

- 1 この規則は、昭和三十五年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき交付を受けている検査証、検査吏員証その他の証書は、この規則による改正後の各規則の相当規定に基づき交付を受けた検査証、検査吏員証その他の証書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき提出している申請書、願書、報告書等の書類は、この規則による改正後の各規則の相当規定に基づき提出した申請書、願書、報告書等の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき調製してある簿冊は、この規則による当該簿冊の様式の改正にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間、使用することができる。

附 則（昭和四〇年規則第三三号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 前項の規定による改正前の児童福祉法施行細則の第二十七号様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、所要の調整をして、これを使用することができる。

附 則（昭和四二年規則第五六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定に基づいてなされた申請、届出その他の手続は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の相当規定に基づいてなされた手続とみなす。

附 則（昭和四四年規則第二六号）抄

- 1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年規則第二六号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行前に、改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（昭和六〇年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第二六号）

- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に児童福祉法施行規則等の一部を改正する規則（昭和六十二年厚生省令第八号。以下「改正規則」という。）による改正前の児童福祉法施行規則の規定に基づきなされた申請、届出及び公告は、改正後の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正細則」という。）の相当規定に基づいてなされた申請、届出及び公告とみなす。
- 3 この規則の施行前に、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十九条の規定に基づき、改正規則による改正前の児童福祉法施行規則第三十四条の規定により交付された証票は、改正細則第十五条の二の規定により交付された証票とみなす。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成六年規則第四八号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成八年規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第四九号）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二十四条の前の見出し及び同条の改正規定、第二十五条を削る改正規定、第二十六条から第二十八条までの改正規定、第二十九条を第二十八条とする改正規定、第二十三号様式の改正規定並びに第二十四号様式を削る改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則の相当規定

に基づいて提出された申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則第八号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十一年規則第一二二号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一二九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）第十三号様式による証票は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第十三号様式による証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則第十四号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一三年規則第三九号）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項、第十五条、第十五条の十一、第十五条の十二及び第十三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県児童福祉法施行細則第十三号様式による証票は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第十三号様式による証票とみなす。

附 則（平成一四年規則第五六号）抄

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、請求書等は、改正後のそれぞれの規則の相当規定に基づき提出された申請書、請求書等とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一四年規則第一〇七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一二六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県児童福祉法施行細則の規定に基づき提出されている里親申込書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている里親認定申請書とみなす。

附 則（平成一四年規則第一四四号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第八七号）

この規則は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一七号）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号。以下「新法」という。）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第六九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条に一項を加える改正規定、第三条から第五条までの改正規定、第四号様式の改正規定（「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改める部分に限る。）、同様式の次に一様式を加える改正規定、第五号様式の次に一様式を加える改正規定並びに第七号様式を第六号様式の二とし、同様式の次に一様式を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県児童福祉法施行細則の規定に基づき提出されている申請書及び精算書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書及び精算書とみなす。

附 則（平成一八年規則第六一号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県児童福祉法施行細則第二条第二項の規定により提出されている療育意見書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第二条の規定により

提出された療育意見書とみなす。

附 則（平成一九年規則第三〇号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
（福島県児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の福島県児童福祉法施行細則第十三号様式による証票は、同条の規定による改正後の福島県児童福祉法施行細則第十三号様式による証票とみなす。

附 則（平成二〇年規則第五七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県児童福祉法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）第十三号様式による証票は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第十三号様式による証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第十五号様式の二、第十五号様式の三及び第十五号様式の四による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二一年規則第四三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第八四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十三条の二の改正規定、第十三条の三の改正規定、第十三条の四の改正規定、第十三条の五の改正規定、第十三条の六の改正規定、第十五条の改正規定、第十号様式の二の改正規定、第十一号様式の二の改正規定、第十一号様式の三の改正規定、第十一号様式の四の改正規定、第十一号様式の五の改正規定及び第十二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三四号）

改正 平成二四年一〇月二三日規則第六八号

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（平二四規則六八・旧第三項繰上）

附 則（平成二四年規則第六八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の福島県児童福祉法施行細則の規定による申請書又は届出書（第十号様式の三、第十五号様式の二の四、第十五号様式の三及び第十五号様式の四によるものを除く。）及び第二条の規定による改正前の福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則附則第二項の規定による申請書又は届出書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則（平成二五年規則第二二号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一八号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十号様式及び第十一号様式の改正規定並びに次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定するこの規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第十号様式による里親認定申請書及び第十一号様式による里親資格喪失届出書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第十号様式による里親認定申請書及び第十一号様式による里親資格喪失届出書とみなす。
- 3 第一項ただし書に規定するこの規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第十号様式及び第十一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二七年規則第三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第四条の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第三条の規定に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二七年規則第四〇号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第二十号様式による届出書及び第二十一号様式による申請書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第二十号様式による届出書及び第二十一号様式による申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二九年規則第五号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

様式は略